

地方独立行政法人大阪市民病院機構職員の旅費に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、業務のため出張又は学会等に参加する職員に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方独立行政法人大阪市民病院機構に勤務するすべての者をいう。
- (2) 役員 職員のうち地方独立行政法人大阪市民病院機構定款第7条に定める役員をいう。
- (3) 旅行 職員が業務のため一時その勤務場所を離れて出張又は学会に参加することをいう。
- (4) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び理事長が別に定めるその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (5) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (6) 遺族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張した場合には、その職員に対し、旅費を支給する。ただし、学会に参加する場合は、理事長が認めた場合に限り支給する。

2 職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当す

る場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が旅行のための内国旅行中に退職、解雇又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）

には、当該職員

(2) 職員が旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方独立行政法人大阪市民病院機構就業規則第51条に掲げる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行の変更（取り消しを含む）を受け、又は死亡した場合その他理事長が別に定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で理事長が別に定めるものを旅費として支給することができる。

5 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他理事長が別に定める事情により、この規程により支給を受けた旅費額（旅費の支給を受けなかった場合には、支給を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で理事長が定める金額を旅費として支給することができる。

（旅費の計算）

第4条 旅費は、次条に規定する種目及び第6条から第14条までに規定する内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法により計算する。

(旅費の種目)

第5条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とする。

(鉄道賃)

第6条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他理事長が別に定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（内国旅行にあっては役員に限り、外国旅行にあっては役員及び職務の内容を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、職員の業務に応じて理事長が別に定める額とする。

(船賃)

第7条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他理事長が別に定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費

用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（内国旅行にあっては役員に限り、外国旅行にあっては役員及び職務の内容を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、職員の業務に応じて理事長が別に定める額とする。

（航空賃）

第8条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他理事長が別に定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、職員の業務に応じて理事長が別に定める額とする。

（その他の交通費）

第9条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用
(宿泊費)

第10条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、理事長が別に定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として理事長が別に定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第11条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第6条から第9条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第12条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、理事長が別に定める1夜当たりの定額とする。

(渡航雑費)

第13条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして理事長が別に定める費用の額とする。

(死亡手当)

第14条 死亡手当は、職員の外国における死亡に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、理事長が別に定める定額とする。

(退職者等の旅費)

第15条 第3条第2項第1号規定により支給する旅費は、旅行の例に準じて理事長が別に定めるものとする。

2 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものと除く。）は、旅行の例に準じて理事長が別に定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第16条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第6条第1項各号、第7条第1項各号、第8条第1項各号及び第9条各号に掲げる各費用について、第4条及び第6条から第9条までの規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用のいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第4条、第10条、第11条及び第13条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目のいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第17条 理事長は、旅行者が旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この規程の規定による旅費を支給した場合には不當に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 理事長は、旅行者がこの規程の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、別に旅費を支給することができる。

(旅費の返納)

第18条 理事長は、旅行者がこの規程等に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。

(施行の細目)

第19条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の旅費に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

3 改正後の規程第3条第2項の規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、

なお従前の例による。

4 改正後の規程第18条の規定は、改正後の規程等に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。